

5分で読める

ちょっと役に立つ

平成25年1月1日から
消費税の課税方式が
かわりました

平成25年2月

覚えて おこう

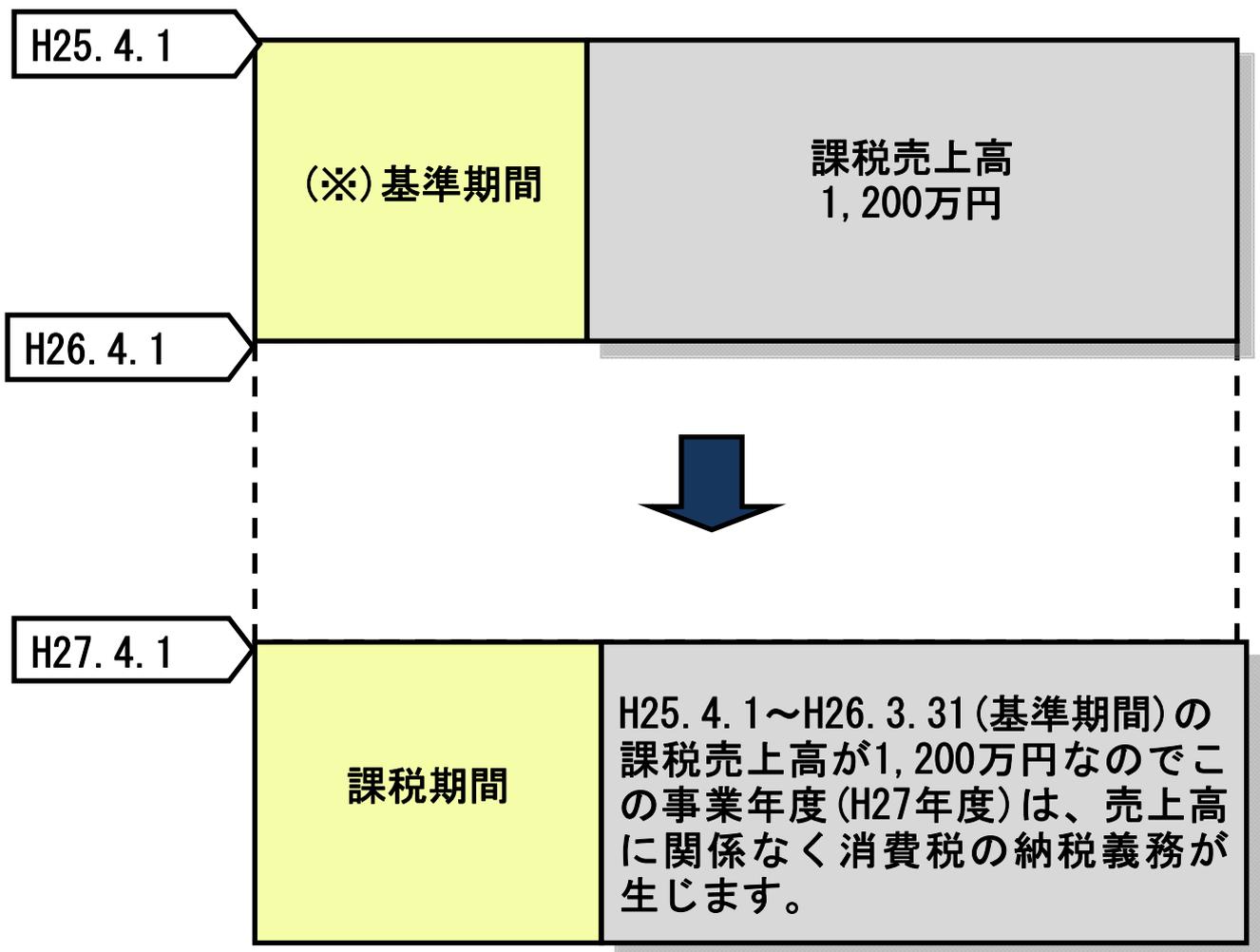
消費税の課税事業者(法人事業編)

平成25年1月1日から消費税の課税方式が以下のようにかわりました。

①基準期間(※)の課税売上高が1,000万円超であれば消費税の納税義務が生じます。

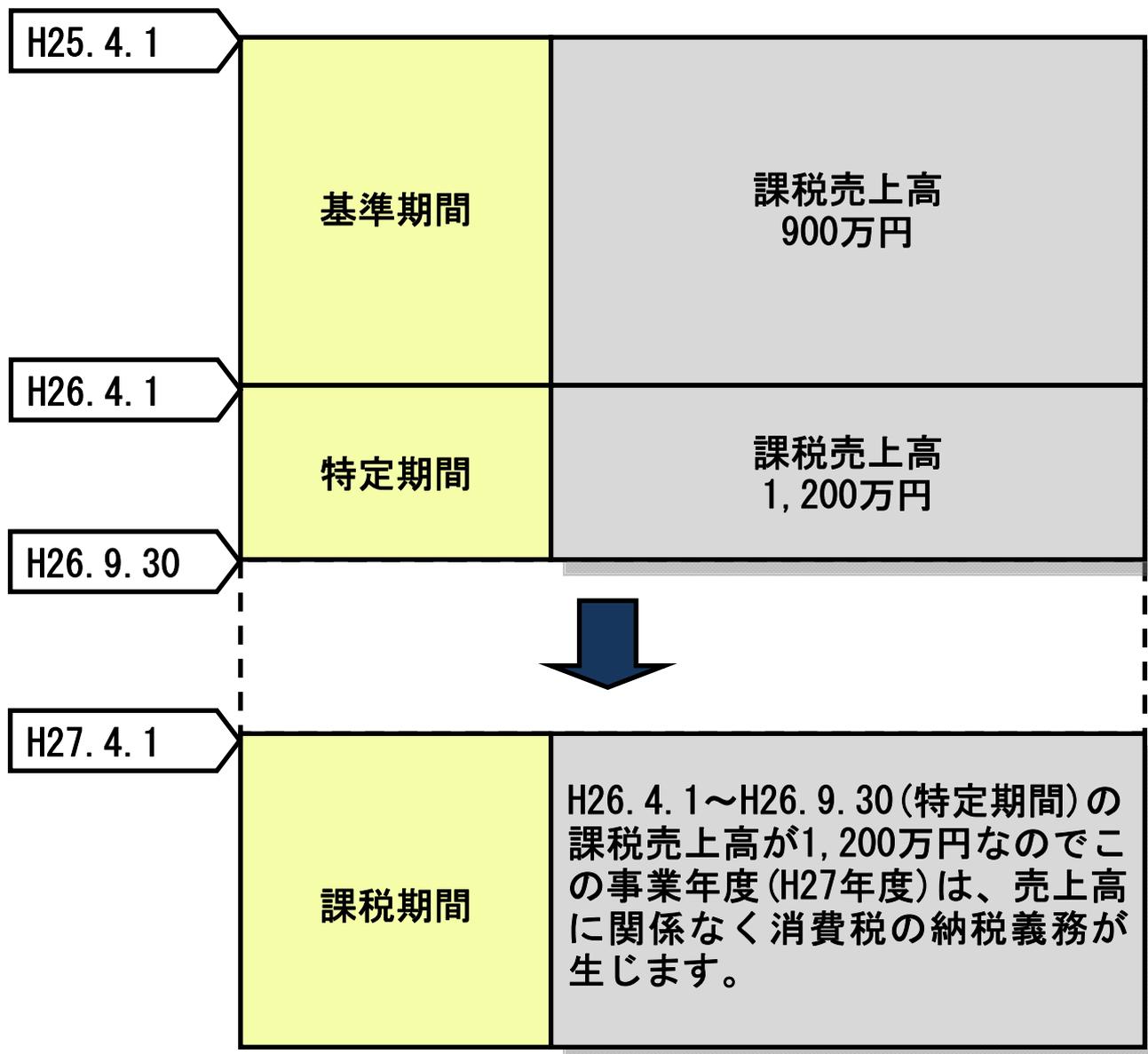
※基準期間とは：前々事業年度のこと

例：事業年度の期首が4月、期末が3月の法人事業の場合



②特定期間(※)の課税売上高が1,000万円超であれば消費税の納税義務が生じます。

※特定期間とは：前事業年度の期首から6ヵ月の期間のこと

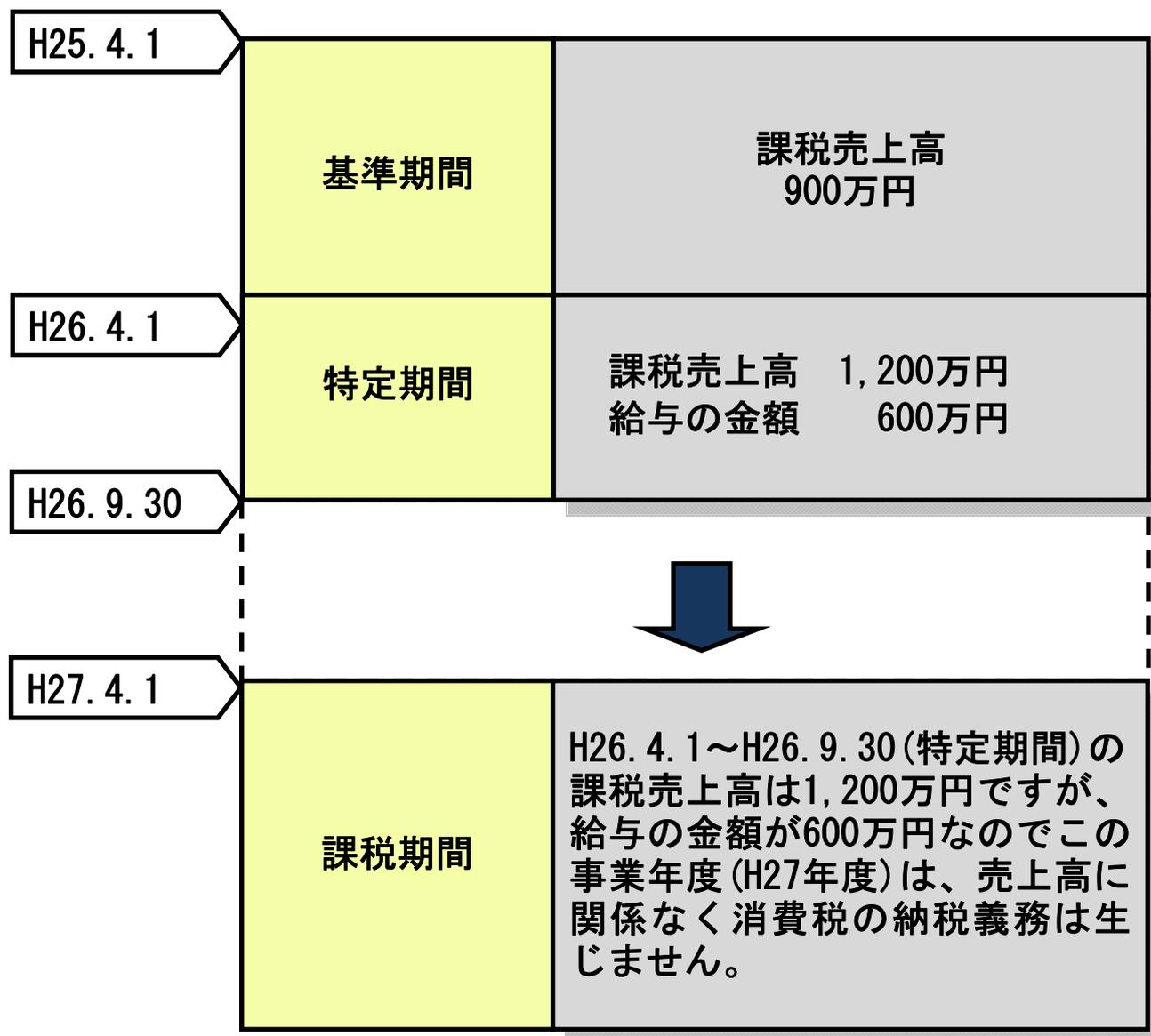


前々事業年度の課税売上高が1,000万円超でなくても、前事業年度の期首から6ヵ月の期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円超であれば消費税の納税義務が生じます。

③ただし、特定期間の課税売上高が1,000万円超であってもこの期間中に支払った給与等(※)が1,000万円以下であれば消費税の納税義務が生じません。

※給与等とは：役員給与、従業員の給与・賞与のこと。

通勤手当、旅費手当は含まれません。



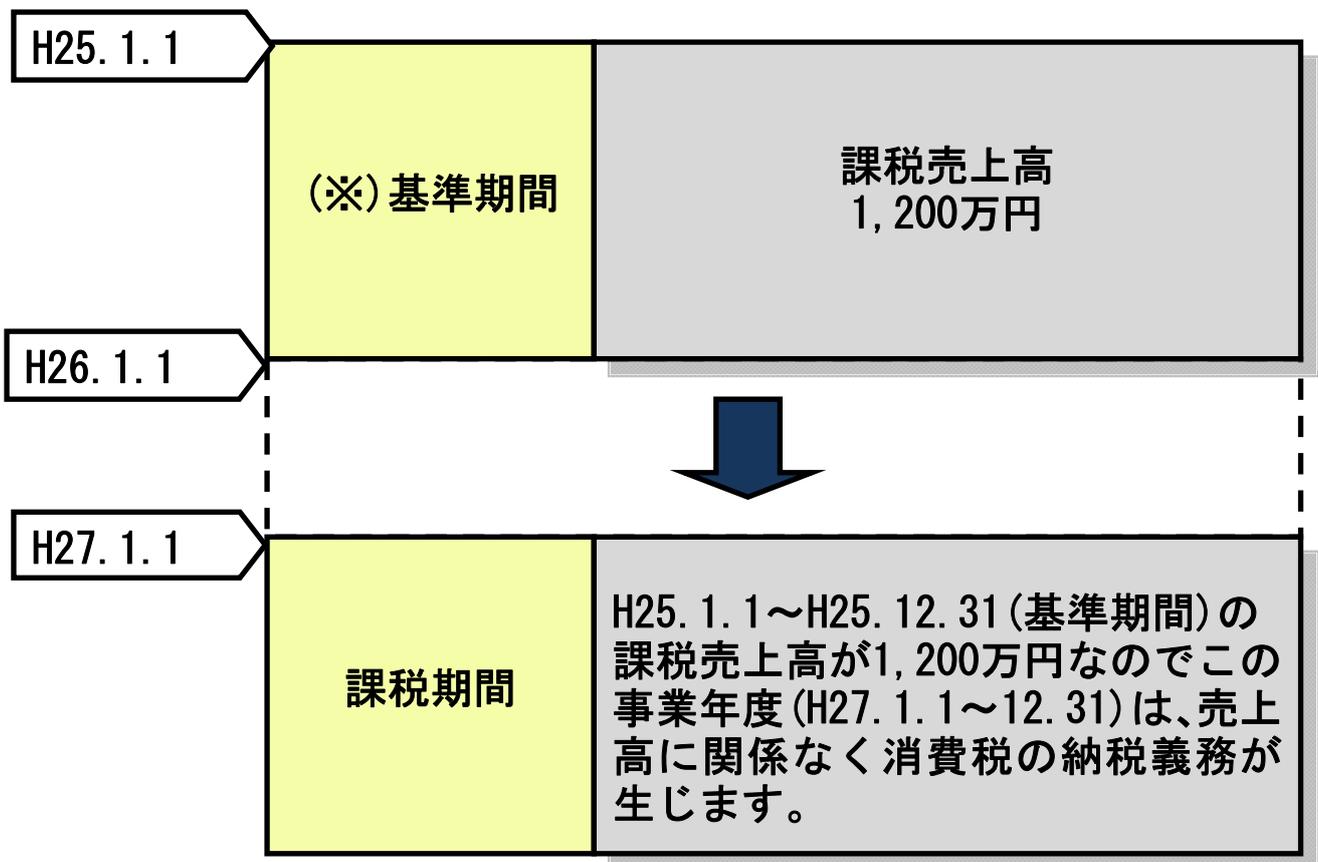
覚えて おこう

消費税の課税事業者(個人事業編)

では、個人事業の場合はどうなるのでしょうか？

①同じように基準期間(※)の課税売上高が1,000万円超であれば消費税の納税義務が生じます。

※個人事業の基準期間とは：前々年の1月1日～12月31日のこと。



②の「特定期間の課税売上高が1,000万円超であれば消費税の納税義務が生じます」は、個人事業でも同じです。

但し、個人事業の特定期間とは：前年の1月1日～6月30日までの期間になります。

また、個人事業の場合でも、特定期間の課税売上高が1,000万円超であってもこの期間中に支払った給与等が1,000万円以下であれば消費税の納税義務が生じません。

覚えておこう

消費税の簡易課税制度

簡易課税制度とは、

- ・課税仕入れ等の税額を計算する手間を省いて、課税売上高から一定の割合で消費税額を計算して納税できる制度のこと。

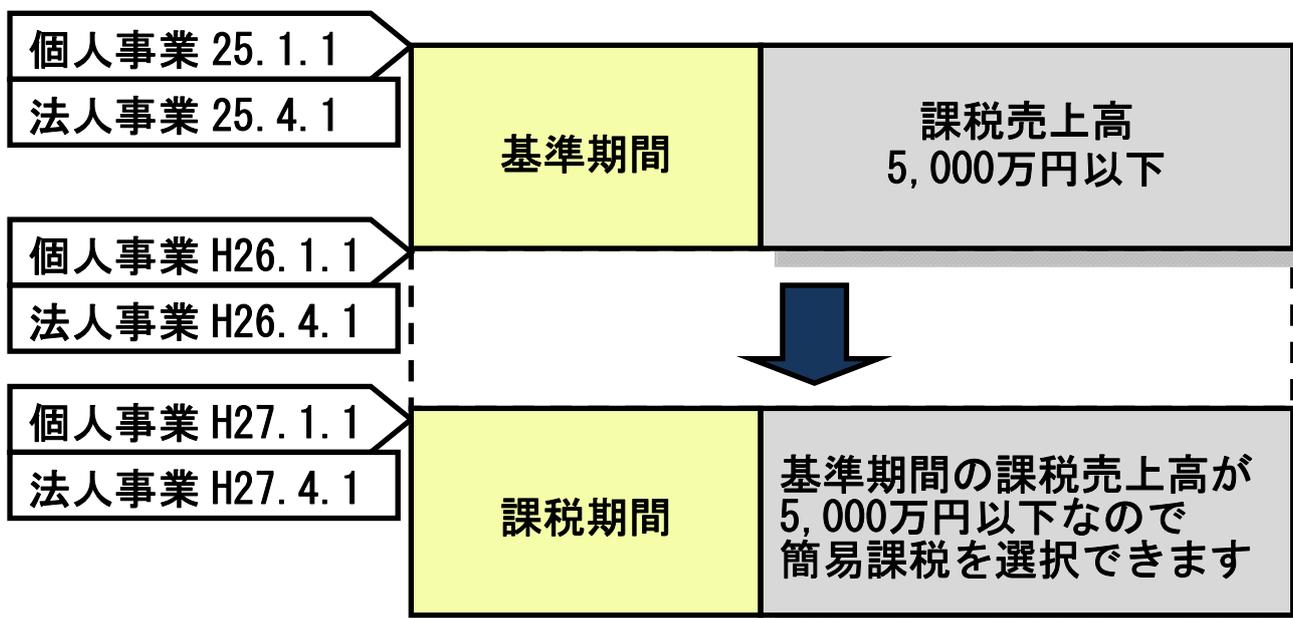
①消費税額	②消費税額×みなし仕入れ率
	(①-②) 納税額

この制度の適用要件は：

- ・個人事業は「前々年」、法人事業は「前々年度」の課税売上高が5,000万円以下。
- ・「簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書」を税務署に事前に提出すること。

簡易課税制度を適用できる期間は

- ・基準期間(前々年または前々事業年度)の課税売上高が5,000万円である課税期間について適用できます。





みなし仕入れ率

簡易課税制度のみなし仕入れ率

事業区分	みなし仕入れ率	該当事業
第一種事業	90%	卸売業 他の者から購入した商品とその性質及び形状を変えないで他の事業者に対して販売する事業
第二種事業	80%	小売業 他の者から購入した商品とその性質及び形状を変えないで販売する事業で第一種事業以外のもの
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、建設業、電気業など 第一種事業又は第二種事業に該当するものを除く
第四種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業および第五種事業以外の事業(飲食店、保険業)
第五種事業	50%	不動産業、運輸業、サービス業 第一種事業、第二種事業及び第三種事業に該当するものを除く

